

令和4年第10回農業委員会総会議事録

令和4年10月3日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年10月3日(月)

午後3時2分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第54号 農地法第3条許可について

議案第55号 農地法第4条許可について

議案第56号 農地法第5条許可に係る事業計画変更について

議案第57号 農地法第5条許可について

議案第58号 非農地証明について

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第56号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第57号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第58号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第59号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第60号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第61号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久 保 田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 園 香
23 番 蛭 原 安 徳	24 番 松 田 真 郎	

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男

6. 事務局出席者


局 長	高 吉 哲 生	副主幹兼農地調整係長	川 越 昌 志
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	河 野 雅 人
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主査	前 田 真智子
総務係主任主事	新 川 竜太郎	農地調整係主任主事	領 家 健 志

7. 市長部局出席者


な し

署名委員


議長

松田美 

委員

川越定光 

委員

川越達也 

午後 3 時 2 分開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、7 番川越定光委員、19 番川越達也委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 54 号「農地法第 3 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 55 号「農地法第 4 条許可について」は 4 件でございます。

議案第 56 号「農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について」は 1 件でございます。

議案第 57 号「農地法第 5 条許可について」は 18 件でございます。

議案第 58 号「非農地証明について」は 2 件でございます。

議案第 59 号「農用地利用集積計画の決定について」は 54 件でございます。

以上、審議件数は 97 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、13 万 4,424 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、11 万 9,798 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 54 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 196 番までを議題とします。

○事務局（河野） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、案件について御説明いたします。

番号194、195を御覧ください。あわせて、議案第57号、10ページの番号170を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

これらの申請は、営農型太陽光発電の更新に関する申請です。

それでは、お手元の「農地法第3条許可資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページにハランの栽培状況の写真を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町内山にあります旧去川小学校から南東に約3.4キロに位置する土地です。

まず、番号194を御覧ください。

本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。今回の申請では、受人の変更及び予定作物を山椒からハランに変更となります。

次に、受人を変更した理由及び予定作物を変更した理由について説明いたします。

受人を変更した理由は、山椒栽培の法人の代表が事故により負傷したことで、申請地の営農を継続することが困難となったため、適切に営農ができる受人に変更するという話を伺っております。

また、予定作物を変更した理由は、山椒栽培が計画どおりに進んでいないこと、また受人は山椒栽培の実績がなく成果を上げられない可能性があるため、実績のあるハラン栽培に変更するという話を伺っております。

次に、受人について御説明いたします。

受人は、岐阜県川辺町に本拠を置く農畜産物の生産等を営む法人です。受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、岐阜県八百津町や長崎県平戸市で9万5,444平方メートルを耕作しており、また営農型太陽光発電設備の下部でのハラン栽

培も行っております。なお、八百津町農業委員会及び平戸市農業委員会には、全ての農地を耕作している旨、確認済みです。また、申請地の営農については、宮崎市在住の個人を使用人として雇用していることを確認しております。

次に、解除条件付での貸借について御説明いたします。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければなりません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件がありますが、先ほどの説明のとおり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、耕作面積につきましては、一時転用を行う太陽光パネルを支える支柱部分を除いた面積となっております。

次に、番号195を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを設置する農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は石川県金沢市に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人です。

本案件は令和元年第8回総会で受人に許可しておりますが、今回、区分地上権の許可期間が満了するため、更新の申請に及んだものです。しかし、受人の許可期間の認識に誤りがあったため、許可期間の切れた申請となっておりますので、始末書付となっております。

なお、区分地上権の設定期間は、議案書10ページの番号170の一時転用と同じ1年間となっております。

次に、議案書10ページの番号170を御覧ください。

本案件は太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は議案書1ページの番号195と同じです。

本案件は令和元年第8回総会で受人に許可しております。今回、一時転用の許可期間が満了するため、更新の申請に及んだものです。しかし、受人の許可期間の認識に誤りがあったため、許可期間の切れた申請となっておりますので、始末書付になっております。

申請地は全てが「農業振興地域」の「農用地区域」となっておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当し、雨水は地下浸透で処理することから、営農や周辺農地への影響はないものと思われます。

次に、ハランの生育に適した日照量について説明いたします。

今回、営農型太陽光発電設備の下部の農地で「山椒」から「ハラン」に変更し栽培する計画となっておりますが、現在の太陽光パネルでは遮光率が不足することから、太陽光パネル同士の隙間に遮光率70%前後の寒冷紗を設置することで日射量を調整し、当該作物を栽培する計画となっております。

植え付けるハランは、太陽光パネルの下部に2メートルの間隔で1株ずつ植え付けし、3年目に株分けを行い、最後は約1メートル間隔で植栽する計画となっております。

さらに、営農型太陽光発電設備の下部の農地で営農するに当たっては、営農上の支障がないか、当該作物の栽培などについて知見を有する者からの意見書の提出を受けることとなっており、本計画が適当である旨の意見書の提出を受けております。

なお、一時転用の設定期間は区分地上権と同じ1年間となっております。

申請を受理した理由、一時転用及び区分地上権の設定期間を1年にした理由は、現在、営農型太陽光発電設備の下部の農地で山椒を栽培しておりますが、活着が計画どおりに進んでおらず、大半が枯れた状態となっております。しかし、受人の変更及び予定作物の変更を行うことで営農が確実になることが見込まれること、3カ月ごとに営農状況を報告すること、始末書には万全の取組をもって営農する旨が書かれていること、これらのことから適切な営農の継続が確保できると判断しております。また、設定期間は、適切な営農を確認するため1年としております。

以上のことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号196を御覧ください。

本案件は、受人の経営面積は1,968平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が1万4,000平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

同様に、番号194及び新規就農者を除き、総経営面積が5,000平方メートルを上回る案件は、4ページの番号202、5ページの番号206、210、6ページの番号211がございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 営農型太陽光発電施設と一般の太陽光発電施設の許可基準にはどのような違いがあるのでしょうか。今回の申請地で、仮に、一般の太陽光発電施設での申請が行われた場合、許可は難しいのでしょうか。

○事務局（領家） 一般の太陽光と営農型太陽光の違いについてですが、まず、この場所が青地になっていきますので、農地以外の使用ができない土地になります。そして、営農型太陽光というものが一時転用に該当し、不許可の例外として使用できるため、ここは営農型太陽光しかできない土地になります。青地ではない2種農地であったり3種農地でも、営農型太陽光をしようと思えばできます。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。先ほどの一時転用の部分ですけれども、一時転用というのは柱の部分だけということですよ。

○事務局（領家） はい、柱の部分だけになります。

○23番（蛭原委員） 例えば、数年後、これが営農型太陽光の施設として認められなくなれば、撤去するよう指導を行うということでしたが、それが撤去もできないような状況になったとき、そこは完全に農地としての利用価値はなくなってしまいます。そうならないために、最初から全体面積分での転用を行ったほうが良いような気がするんですけども、どうして営農型太陽光で申請されるのかが分からなかったのが質問させていただきました。以上です。

○事務局（領家） 農振法や農地法の縛りがある土地になるので、ここは営農型しかできない土地であり、そのほかの関係法令との兼ね合いで営農型になっています。以上です。

○18 番（高間委員） このハランというのは、営農型太陽光パネルの下でも育つということですが、取引先の農家、また指導者、10 アール当たりどのくらいとれるのかということ参考までに教えていただきたいです。山陰等でも育つのであれば、遊休農地の発生防止につながるのではないかと私は思っているのです、そこ辺の説明をよろしくをお願いします。

○事務局（前田） 今回のハランの営農計画について、地域の平均的な単収ということで、10 アール当たり 2,000 から 3,000 枚ということで計画書を出していただいております。あと、卸先については、申請人から話がありませんでしたので、確認して、後日、地区別連絡会等で御報告させていただきたいと思っております。以上です。

○18 番（高間委員） 金額は分からないですか。

○事務局（前田） 営農計画書の中には、金額は書かれていないので、またお調べして回答したいと思います。参考として資料をつけていただいているのですが、資料によると、19 万枚のときに売上げが 560 万円ということになっています。以上です。

○18 番（高間委員） 取引先等はまた後で分かるんですね。

○事務局（前田） はい。

○18 番（高間委員） 分かりました。

○22 番（外園委員） 今回、山椒がうまくいかなかったからハランに替えるということですが、そうやって作物が次々変わって、太陽光だけが続いていくという状態になるのではないかと心配しております。以上です。

○事務局（川越） 今、外園委員がおっしゃったとおり、こういうことにならないように、事務局としても定期的な状況確認だったり、報告はちゃんと受けるんですが、先日の地区連にて説明させていただきましたが、委員さんもお時間があるときに見回っていただいて、何かありましたら事務局のほうにお知らせしていただいたり、またそのときに営農者がいらっしゃったら、助言、アドバイスをさせていただければと考えています。

価格について、今、インターネットで確認したところ、1 枚 30 円程度ということですので。以上です。

○22 番（外園委員） 小売価格が 30 円ですか。買取りが 30 円ですか。1 枚 30 円で

買ってくれるということですか。売るのが30円ですか。

○事務局（川越） 大田市場での取引だそうです。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○17番（片上委員） 3ページのハランの写真でございますが、通常、このような写真を撮るときには、フェンス側から奥行を撮ると思うのですが、今回の写真は、フェンスに向かって撮ってあります。これ以外の、フェンス側から撮った別の写真は添付されていなかったのか、確認でございます。

○事務局（川越） 今回ハランに替えるということですので、よりハランがちゃんと栽培できているかどうかというところを確認する上で、現在、受人が耕作されているハランの栽培状況の写真を撮ってくださいという話はさせていただきました。写真の撮り方としては、お渡ししています資料のとおり、パネルの下にハランを栽培している状況の写真だけしかいただいておりませんので、先ほど片上委員が言われたような方向からの写真は、申し訳ございませんが、今のところ持っておりません。以上です。

○17番（片上委員） 次からは、こういう2区画か3区画のみを写す写真じゃなく、奥行きのある全体が見えるような写真をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（川越） 次回からは、そういった全体的な写真も撮って添付していただくような形を取りたいと思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局(河野) 番号199、200を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は学生の頃から実家の農業を手伝っております。農業を手伝ううちに農業経営を定年退職後に備えて本格的に始めたいと考えるようになり、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が5,012平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの205番までを議題とします。

○事務局(河野) 番号203、204、205を御覧ください。関連がありますので、併せて御説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。申請人は、幼少期より実家の農業を手伝っておりました。退職後、実家に戻り農業を行っていましたが、親戚が労力不足により農地の管理ができなくなったことから、自ら営農するよう計画し、本申請に至ったものです。また、受人の経営面積が0平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が7,814平方メートルとなり、3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページから6ページの210番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

議案第55号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（前田） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号 48 を御覧ください。

申請人は宮崎市清武町木原在住の農家です。申請地は、宮崎市学園木花台にあります宮崎大学木花キャンパスから北に約 1.2 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農家住宅の敷地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地は農地と接しておらず、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 56 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、8 ページを議題とします。

○事務局（前田） 事業計画変更について説明します。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認

められるかについて審査しています。

それでは、案件について説明します。

番号9を御覧ください。

本案件は、一時転用の期間を2カ月延長するための申請となります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第57号農地法第5条許可について、9ページから10ページの169番までを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、24番松田真郎委員の退室を求めます。

（24番松田真郎委員退室）

○事務局（前田） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号166を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字熊野在住の農家、受人は宮崎市大字本郷北方在住の個人です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。

1ページに位置図、2ページに航空写真、3ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市学園木花台にあります宮崎大学木花キャンパスから西に約 1.2 キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に砂利混じりの土が混入している状態で、今回新たに植林したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号 167 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の個人、受人は宮崎市大字浮田に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎北高等学校から南に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックがあるため土砂の流出はなく、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農振農用地区域及び第 1 種農地」で「一時転用」に該当している案件は、営農型太陽光発電施設に伴う一時転用を除き、番号 169 です。

なお、番号 169 の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに現場事務所等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 168 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市吉村町在住の農家など 2 名、受人は宮崎市吉村町在住の農家です。申請地は、宮崎市新別府町にあります宮崎市中央卸売市場から南西に約 650 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を農業用露天資材置場と

して利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、L型擁壁を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は水路へ放流し処理することから、周辺への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、10ページの番号171です。

なお、番号171の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに露天資材置場として利用し、今回新たに露天中古車販売場としても利用したく追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号166についてお伺いしたいと思いますけれども、以前、清武の石坂地区でも、地目が水田のところを山林にしたいということでしたので、現地にも行ってみました。集落から軽自動車で行けるような山の上を切り開いてつくった農地が5反ぐらいあったと思うのですが、自分たちで水田として耕作ができる状況ではないと思って、案件として出されたときに納得しました。今回、写真を見るまではどういう場所なのか分からなかったのですが、見たら、川沿いの道路の条件よさそうところだと思いました。私たちが見た山の中の水田をまた山林に戻すというような案件とは全然違うなと思うんです。現況地目が雑種地と書かれているので、雑木林になって荒廃した農地のようなところを想像していたのですが、ここは資材置場のように見えます。現況が今回のようなところの場合はどういう内容の始末書を提出させるのでしょうか。いつ頃から埋立てを行って現在の状況になった等の細かい事情を書かせるのでしょうか。始末書の概要を教えてほしいと思います。

もう一つは、常設審議委員会案件というふうになっていますが、これはどういう部署で審議するのか、常設審議委員会に諮られる案件の基準は何なのか。その2つを教えてくださいましたらと思います。以上です。

○事務局（前田） 御質問の件をお答えいたします。

まず始末書の件ですけれども、概要といたしましては、これまでの経緯をまず書いていただきます。そのときに、いつ頃に農地法の許可を得ずに転用してしまったかといったようなところを書いていただいたり、あと現在がどのような状況で、今後は法令を遵守して適切な手続きを行いますといった内容の始末書を書いていただいております。今回の166番につきましても、そういった内容が書かれているんですが、その中身といたしましては、令和2年頃に農地法の許可を得ずに公共工事の一時土場として貸してしまい、申し訳なかったというところ、また今回申請して適切な状態にしたいというところ、あと現在の状況につきましても、砂利がわずかに残っているものの草地状態で、休耕中である旨が書かれております。

常設審議委員会の件につきましては、県の農業委員会ネットワーク機構（農業会議）で審議されます。面積が30アールを超える場合は、必ず県の農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることになっております。また、30アール以下であっても、農業委員会が必要と認めた場合は、農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることになっております。今回の案件につきましては、30アールを超えている案件になりますので、常設審議委員会案件ということとなっております。以上です。

○23番（蛭原委員） ありがとうございます。もう一つだけ、先ほど始末書の中で無断で転用したような状況と言われました。今後植林をするということになれば、恐らく表土を入れて木を植えるような状況じゃないと木は育たないのかなと思いますが、一旦許可が出て、農地でなくなった後については、農業委員会の手を離れるというふうに考えていいんですか。それとも、植林の状況の確認まで行うのでしょうか、そこだけ教えてください。

○事務局（前田） 御質問の件ですが、申請人の代理人の話によると、特段造成等はしないということなので、このままの状態です。植えていく計画を立てていらっしゃるそうです。転用許可の後には3カ月後と1年後の報告、それ以降は完了するまで1年ごと

に報告を行うことを条件として許可しておりますので、木が植林されたという写真と完了報告書をもって転用完了ということで事務局のほうは確認しております。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○15番（小倉委員） 地元の農業委員として立会いに行ってみましたが、私はこの土地は40～50年ぐらい前から知っております。確かに道路はついておりますけれども、道路が右に曲がっているところは橋です。橋の下は川が流れております。川が流れていて、雨が降るたびに冠水して、河川敷と高さが変わらなかったんです。それで、40～50年前になりますが、一応整地や盛土を行いました、それでもまだ増水したときにはつかれる可能性があります。ですから、ここで農業を行うのは無理があると考えていたところで、今回の申請が行われてよかったと思っておったところなんです。現地に行ってみると、本当に農業ができるとは思えないようなところなんです。以上です。

○事務局（川越） 今、前田から説明したことの補足ですが、完了届というのがあります。基本的に転用はどのタイミングで終わるのかということ、完了届を提出したときです。要するに今の植林の話ですが、今の状態は何もない状態なので、苗木を植えた状態の写真を撮っていただき、事務局が確認できれば転用を完了したという話になります。当初の目的は植林であったにも関わらず、全く植林せずに家を建てる場合は事業計画変更と転用という話になります。ですから、完了報告書を出す。転用が完了していないときは、定期的に進捗状況を事務局に提出することになります。また、例えば3カ月後に植林が終われば完了届を提出して、転用は完了したということで、農地法の枠から外れることになります。説明は以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

24番松田真郎委員の入室を求めます。

(24 番松田真郎委員入室)

○議長（松田） なお、番号 166 番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 58 号非農地証明について、15 ページを議題とします。

○事務局(川越) 非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について説明いたします。

番号 7、8 は、登記簿地目が田であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化及び原野化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、9 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ承認することに決しました。

議案第59号農用地利用集積計画の決定について、16ページから41ページの600番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3番金丸忠弘委員、19番川越達也委員の退室を求めます。

(3番金丸忠弘委員、19番川越達也委員退室)

○事務局(新川) 議案第59号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、16ページの番号178番から17ページの番号180番までの3件でございます。

利用権設定につきましては、18ページの番号561番から41ページの番号600番までの38件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が6件、新規設定が7件、賃借権の再設定が8件、新規設定が17件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

3番金丸忠弘委員、19番川越達也委員の入室を求めます。

(3番金丸忠弘委員、19番川越達也委員入室)

○議長(松田) 次に、42ページから49ページの613番までの所有権移転分を議題

とします。

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、42 ページの番号 601 番から 49 ページの番号 613 番までの 13 件でございます。

なお、49 ページの番号 612 番、番号 613 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 56 号は、農地法第 4 条第 1 項第 8 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 6 件でございます。

報告第 57 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 11 件でございます。

報告第 58 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 59 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 26 件でございます。

報告第 60 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 61 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 20 件でございます。

なお、報告第 56 号、第 57 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 58 号、第 59 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 4 年第 10 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 12 分閉会